

三方よしフードエコ推奨店制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県内において食品ロス削減等の取組を実践する店舗等を「三方よしフードエコ推奨店」（以下「推奨店」という。）として登録することにより、外食および食料品販売に係る食品ロス削減の取組を促進するとともに、県民等の意識啓発を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要領により運用する三方よしフードエコ推奨店制度の実施主体は、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

(登録の対象)

第3条 登録の対象は、滋賀県内で営業する飲食店、宿泊施設および食料品小売店（以下「店舗等」という。）とする。

(登録要件)

第4条 推奨店は、来店者に対し、食品ロス削減の呼びかけを実践するものとする。

2 推奨店は、次の各号に掲げる取組のうち一つ以上該当する取組を実践するものとする。

- (1) 食べ残しを少なくするメニューの設定または量の調節
- (2) 無駄のない食材の確保または食材の使い切り
- (3) 完食した来店者に対するサービス
- (4) ばら売り、量り売りまたは割引販売等による食料品販売
- (5) 賞味期限表示および消費期限表示に係る啓発
- (6) 食品ロス削減レシピ（食材を無駄に余らせない調理法）の情報提供
- (7) 上記以外の食品廃棄物（食品ロス含む）の削減につながる取組

(登録方法)

第5条 推奨店の登録を申し込もうとする店舗等の代表者（以下「申込者」という。）は、登録申込書（様式第1号）を協議会事務局（滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）へ電子メール、ファクシミリ、郵送または持参のいずれかの方法で提出するものとする。

2 協議会事務局は、申込者から提出された登録申込書の内容が前条第1項および第2項に定める登録要件を満たす場合は、推奨店一覧へ掲載し、その旨を申込者に対し通知するとともに、推奨店ステッカー等を交付する。

(推奨店の周知)

第6条 協議会事務局は、推奨店一覧および推奨店の取組内容等を滋賀県ホームページ等に掲載し、県民等に周知するものとする。

- 2 推奨店は、協議会から交付された推奨店ステッカー等を店舗等に掲示するものとする。
- 3 推奨店は、推奨店ステッカー掲示のほかに、自ら作成する印刷物や看板またはホームページその他の広告等に推奨店である旨を表示することができる。
- 4 申込者は、協議会事務局に登録申込書を提出した時点で店舗等に係る情報を滋賀県ホームページ等で周知することについて承諾したものとする。

(登録内容の変更)

第7条 推奨店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届（様式第2号）により協議会事務局に届け出るものとする。

- 2 登録変更届が提出された場合、協議会事務局は、登録変更届の内容を確認し、推奨店一覧および滋賀県ホームページ等の掲載情報を修正する。

(登録の中止)

第8条 推奨店は、登録後に第4条の登録要件を満たさなくなった場合または店舗等を廃止する場合は、登録中止届（様式第3号）により協議会事務局へ届け出るとともに、協議会が交付したステッカー等の掲示を取り止めるとともに、その他推奨店である旨の表示を取り止めるものとする。

- 2 登録中止届が提出された場合、協議会事務局は、登録中止届の内容を確認し、推奨店一覧および滋賀県ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の抹消)

第9条 協議会事務局は、推奨店が登録後に第4条の登録要件を満たさなくなり、または本制度の信用を失墜させる行為を行った等の理由により、登録が適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

- 2 推奨店としての登録を抹消された店舗等は、推奨店ステッカーを速やかに撤去するとともに、その他推奨店である旨の表示を取り止めるものとする。
- 3 登録を抹消した場合、協議会事務局は、推奨店一覧および滋賀県ホームページ等の掲載情報から推奨店としての登録を抹消した旨を通知する。

(その他)

第10条 推奨店は、協議会や県および市町が実施する食品ロス削減に係る施策に必要な調査に対し、協力するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会事務局が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年8月18日から施行する。